

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」
会議録要旨（全文）

日 時：令和2年7月30日（木） 午後2時から午後4時まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席者：君島昌志副会長、阿部敬子委員、阿部祥大委員、荒木裕美委員、
岡文委員、佐々木貴子委員、佐藤善司委員、佐藤憲康委員、
高野幸子委員、高橋由美委員、根來興宣委員

（以上、次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）

海野京子委員、本多恵子委員（次世代育成支援対策地域協議会委員）

小林純子委員、佐々木とし子委員、竹下小百合委員（子ども・子育て会議委員）

1 開会

司会（子育て社会推進室）

○ ただ今より、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。

○ この会議は、次世代育成支援対策地域協議会条例及び子ども・子育て会議条例に基づくそれぞれの会議を合同で開催しておりますが、はじめに、6月より新たに次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の委員に御就任いただいた方を御紹介いたします。

荒木 裕美 委員でございます。

岡 文 委員でございます。

佐々木 貴子 委員でございます。

○ ここで、会議の成立について御報告いたします。本日は会長であります足立委員が御欠席でございますが、次世代育成支援対策地域協議会においては14名中13名、子ども・子育て会議については15名中14名の委員の皆様にご出席をいただいております。いずれも過半数を上回ることから、条例の規定により、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日の会議については、情報公開条例に基づき、公開とさせていただきます。また、議事録は、県政情報センターや県ホームページなどで公開することになりますので、よろしく願いいたします。

○ はじめに、会議の開催に当たりまして、保健福祉部長の伊藤より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

伊藤保健福祉部長

○ 保健福祉部長の伊藤でございます。一言御挨拶を申し上げます。

○ 本日は皆様御多忙の中御参席いただきましてありがとうございます。また、このたび新たに委員に就任されました三名の方におかれましては、就任をお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。

○ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日常生活にも大きな影響が出

ております。県としましては、県民の方々の不安解消に向けて、ひとり親世帯への給付金、保育所等への衛生資材の購入経費の補助のほか、子どもたちの食の支援に取り組んでいただいている子ども食堂への助成等を実施しておりますが、今後も、感染の再拡大に備え、「新しい生活様式」の実践についてお願いするとともに、衛生資材の備蓄、医療提供体制の維持・強化にも尽くしていきたいと考えております。

- さて、本日お配りしております「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の策定にあたりましては、本会議の場で御審議いただきまして、皆様から貴重な御意見を賜りましたこと、感謝申し上げます。この計画に基づきまして、子育て支援の取組をより一層強化してまいりたいと考えております。引き続き御指導賜りますようお願いいたします。
- また、先日公表された人口動態統計では、合計特殊出生率が本県として過去最低の1.23、全国でも東京都に次ぐワースト2位となり、強い危機感を持っているところであります。
現在策定に向けて検討をしております来年度からの県の新・宮城の将来ビジョンにおきましては、子ども・子育て分野を新たな柱と位置付けておりまして、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援の一層の充実を図るため、全庁を挙げて総合的な少子化対策を全力で推進することとしております。本県の少子化の背景について要因を分析することとあわせて、より実効性のある施策の実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。
- 委員の皆様方におかれましては、これまでも、地域の子ども・子育て支援の充実のため、それぞれの立場で御尽力いただいているところではございますが、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会を実現できるよう、引き続きよろしくをお願いいたします。
- 本日の会議では、次期『宮城県子どもの貧困対策計画』の骨子案』について、皆様方の御意見を頂戴することとしております。
令和3年度から5年間の次期計画につきましては、昨年11月に決定された国の大綱の内容を踏まえて、施策の体系を整理することとしております。
本日は計画策定の概要について御説明申し上げる予定でございますので、皆様方からの忌憚のない御意見・御提言をいただきたいと思っております。
- 本日の会議における審議が活発かつ有意義なものになるよう、皆様方の御協力をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

3 出席者紹介

司会

- 事務局職員の紹介につきましては、お配りの名簿をもってかえさせていただきます。
なお、伊藤部長におきましては、公務のため、ここで退席させていただきます。
《伊藤部長退席》
- それでは、以後の進行につきまして、本来であれば足立会長にお願いするところですが、本日御欠席ということでございますので、条例の規定により、職務代理ということで君島副会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

4 説明事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の対応状況（児童福祉関連）について

君島副会長

- 君島でございます。本日は足立会長に代わって議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をいただきまして円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議題の1つ目、新型コロナウイルス感染症の対応状況について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（子育て社会推進室）

- 子育て社会推進室の福田でございます。大変お世話になっております。

コロナ禍にありましても皆様には子供たちのために常に頑張らせていただいているところでございます。ありがとうございます。

- それでは、説明事項（1）の新型コロナウイルス感染症の対応状況についてご説明させていただきます。

- 資料1の1、これまでの経過についてご覧いただきたいと思っております。

新型コロナウイルスについては、毎日のように報道されておりました、関東を中心に多くの患者が報告されているところでございます。宮城県におきましても、昨日は未就学児や小学生の感染も報道されるなど、大変心配な状況になってきております。

それでは、今までの宮城県の状況についてご説明申し上げたいと思っております。

本年1月下旬以降、国の対応に基づきまして各市町村に随時情報提供をするとともに、児童福祉施設等へのマスクや消毒液など衛生資材の供給に向けての調整を行ってまいりました。小学校、中学校、高等学校につきましては臨時休業となりましたが、保育所等については、感染予防に留意した上で原則開所するよう国から要請がありまして、県といたしましても、保護者が仕事を休むことの困難な子供たちの居場所の確保という観点から、保育所や放課後児童クラブ等に休業の要請は行いませんでしたが、4月21日付で知事のメッセージを公表いたしまして、感染防止のために家庭での保育が可能な保護者の方々にはできる限り利用を控えていただくようお願いするとともに、企業や事業者の皆様には小さい子供たちがいる従業員が休暇等を取得して家庭で子どもと一緒に過ごすことができるようにご配慮をお願いしたところでございます。

- 次に、裏面になりますが、2、新型コロナウイルス感染症対策の主な事業、これは保健福祉部を中心に、当室の対策等を中心にご説明させていただきたいと思っております。

児童福祉関連の主な取組といたしまして、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所時間延長に関する運営費の補助や、活動を休止していた子ども食堂の再開や食料配布・宅配等の実施に伴う経費の補助、また、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給や、妊産婦に対する相談体制の構築等、県民の皆様の不安解消に向けた取組を実施しているところでございます。

7月に入りまして感染者数の増加が報道されているところでございますが、今後も引き

続き医療提供体制の維持・確保等に努めるなど、県民の皆様の不安解消に向けて取組を継続してまいります。

以上で、説明事項（１）新型コロナウイルス感染症の対応状況についての説明とさせていただきます。

君島副会長

○ ありがとうございます。

ただいま事務局から新型コロナウイルス感染症の対応状況についての説明がありました。事務局からの説明に対して、委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

阿部（祥）委員

○ 連合宮城で副事務局長をしております阿部と申します。よろしく申し上げます。

意見といたしますか、お願いといたしますか、若干、視点がずれることもあるかもしれませんが、申し訳ございません。

窓口相談の受付をしておりますと、やはりこの新型コロナウイルスによって、先ほどもお話ありましたとおり、小学校の休業ですとか、児童館の縮小ですとかありましたが、その中で業種でしたり、会社の事情によって休むことができないと。ただ、子供も家にいなきゃいけないと。そういう部分で、どうしたらいいのでしょうかといった相談が、最近は落ち着いてきておりましたけれども、そういったことがございました。

昨日ですと（全国の新規感染者が）1,200人を超えて、今日は東京で350人以上という報道もありましたけれども、今後、宮城県においても第2波と言われるような状況になった際に、いろいろと対策ですとか支援のほうをしていただけるかと思うのですけれども、ぜひ親の就業環境もしっかり整備をして、また、状況によって何ができる、何ができないとあるかと思うのですけれども、子どもの感染対策についてしっかり対策を取っていただきながら、いざ第2波となったときに、遅れて対応とならないような形で事前に準備のほうをお願いできればと思ってございます。

君島副会長

○ ありがとうございます。事務局のほうから何か回答はありますでしょうか。

事務局

○ 今の阿部委員からのお話につきましては、私どもも、学校が休みになっても働きに行かなければならない保護者の皆様がいらっしゃいますので、その対応として保育所ですとか、放課後児童クラブについては、国からの要請もございましたが、県も開所をするようお願いをしたところでございます。県内では、保育所、認定こども園については、全市町村において、放課後児童クラブについては、35市町村のうち放課後児童クラブがあるのが34市町村なのですが、うち33市町村で子供たちを受け入れるように対応していただいたところではございます。

今後も学校等と協力しながら、そういう仕事を休むことができない保護者の方々の子供さんの居場所作りという点から対応が遅れないように配慮してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

君島副会長

○ ありがとうございます。では、児童生徒と直接の関わりのある立場から、どなたかご報告、ご意見いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

佐々木（と）委員

○ 佐々木です。よろしくお願いいたします。

放課後児童クラブが、本当にこのコロナ対策の時点でもういっぱい密集している状況でしたね。働いているので仕方がないかなというところもありますが、これと同時に、山あいの小さい小学校なんかは、その児童館がもう小さい、1人畳1枚というような感じでしょうけれども、もう密集しているのと比べて、学校が本当に教室がらんとしている中に5人とかぐらいしかいない。そういうところまで休んで、しかもそこには児童クラブがあるわけでもなく、かといって親たちも働きに行かないという状況もあったりして、学校が集めてそこで過ごすという対応もしていただいたのですが、全ての学校が同じように休むのではなく、もう少し考えていただけるといいのかなと思いました。

君島副会長

○ ありがとうございます。今の御意見に関連した質問、お願いします。

岡委員

○ 岡と申します。

小学校のほうにいますので、本校は非常に児童数が多い、900人を超えた学校なので、毎日密、密になりながら授業をしているのですが、臨時休業になったとき、やはり児童館のほうに子供たちがたくさんいて、児童館の皆さんも職員の皆さんも非常にこの感染症対策に気をつけながら対応していただいていた。ただ、一番、ご飯を食べるときにマスクを外すので、感染症が一番心配だということで、本校では、一段落した5月からお昼の時間に子供たちを学校のほうで預かって、ちょっと広いスペースでご飯を食べて、あと少し遊んだり勉強したりというふうにして過ごす、というふうに連携をしながらしておりました。

ただ、そこにたどり着くまでに、児童館は定員よりもこのようななるべく自宅で過ごせるお子さんは登園させないでくださいという要請があって、児童館でもそのように保護者をお願いしていたので、通常よりは減った人数で運営したので、学校のほうでも毎日この巡視というか、そちらのほうを見に行っただけの様子を見ていたのですが、いろいろ話をしていくうちに、遊んでいるときはいいのだけれども、やはり昼食時が一番大変だということで、そこを預かるようにしましたが、やはり連携をしながら、話をしながら、ただ預かるのではなくて、どこが一番大変なのか、どうしていくことが子供たちにとっていい

のかということを相談しながら進められたのがよかったなというふうに思っています。

一律の休業というのも、今後どのようになるかわからないのですけれども、前のように「明日から全部休んでください」というような形はもしかしたら今後はなくて、感染者が出たとか、そういうような様子で対応していくことになるかと思えますけれども、やはり学校は休みになると、おうちの人がお勤めに行っていたりすると児童クラブ等でそちらのほうにも日頃よりはたくさんの子供たちが行くという状況が出るのかなというふうに思います。

やはりその状況が出たときに、なってみないとおうちの人休める、休めないというのが変わってくると思いますので、やはり教育委員会と保健福祉課のほうで連絡を取りながら進めていくのが大事なのかなというふうに思いました。以上です。

君島副会長

- ありがとうございます。もう1人くらい、未就学児の関わり立場から、どなたか。高野委員、お願いします。

高野委員

- 私は保育所なのですが、保育所は休んじゃだめと言われていましたので、私は仙台市なので、県とまた仙台市の対応がちょっと違うのかなとは思いますが、保育所は3密の中でやっていますので、3密はするなというのは、それは無理です。子供にマスクはさせられません。私たちはマスクをしています。でも、赤ちゃんは抱っこしたらマスクを取ります。取られます。それからあと、子供たちから先生のお顔が見えないと言われるので、やはりマスクで果たしていいのかなというところですよ。いろいろなところで皆働いている人がいるからというのですけれども、ただ休まなければつらいのかなと。うちに帰ってもテレビを見ても何でもみんなコロナですから、あまりうちでは子どもにはコロナということは言わないようにして、できるだけ普段の生活をさせてあげたいなというふうに思っていますけれども、やはり職員が、非常に私は先生たちを見ていて、薄氷の上で仕事をしているという、いつ感染、いつどこから感染がという、びくびくした、あれはちょっと精神的に大変だったかなというふうに思います。

でも保育所もやっていなければ、どうしたってコロナの中で働きに出なければいけない保護者の方にとっては困るだろうし、だからただするのではなくて、もうちょっと行政としては対策を考えていただくといいな、と。

例えば、今回途中から、休んだら保育料が戻りますよというのがあったら、やはり半分ぐらいは休んで、120名中大体65から70人ぐらい来ていましたけれども、約半分はやはりお休みするのだなと。あれがないときはなかなか、お休みというのは言いにくかったのですけれども。ただ、すごく不思議に思ったのは、うちに障害児の子が10人くらいいるのですけれども、お母さんたちが働いていないからお休みして、お母さんたちが働いている障害児のお子さん毎日来ていましたけれども、どうしてなのかなと思ったら、これは県とか仙台市が関係あるのかどうかかわからないのですけれども、今、そういう障害を持ったお子さんをお預かりする、例えばコペルというのかな、あるんですよ。そういうところに毎

日行っていたというのです。保育所に来ない日に。

そうすると、それを聞いて、何で保育所が感染すると困るから自粛要請しておきながら、そういうところ、だからお母さんたちが日程取るのがすごくいっぱいになっちゃって取れなかったということになると、障害を持った子どもたちが行くようなところは、自粛規制にはならないのかと。お母さんたちはおうちにいて、もう自分もとてもじゃないけれども毎日見ているのがつらいから預けたというのだけれども、それを聞いて、じゃあ障害児の子はどうでもいいのというふうに思ったので、今度仙台市にはお話ししようかと思ったのですけれども、県としてももしそういうのがあるのだったら、県というのはどうしても直で言っても、県から今度市町村に行くわけでしょう。だからワンクッションありますけれども、仙台市の場合はもう直接になりますからね。

だから、その辺がもしあったら、もう少しきちっと見渡していただいて、どこでどういうふうなものが必要なのか。例えば児童館も、いっぱいだと、私たち児童館がいっぱいなのでどうしようと思ったら、例えば鶴ヶ谷なんかも割と児童館が子供は少なかった。というのは、やはりお母さんが仕事をお休みしたから、だから少ないのだというのを聞いて、いっぱいになる児童館もあれば、空いている児童館もある。だから、保育所はそういった半分ぐらい休むけれども、よそのうちの障害児の人たちは別なところに毎日行っているというのも、ちょっと矛盾だなというふうに今回思いましたので、その辺よろしくお願いたいというのと、保育所はどうしても避けられないですよ。世の中よっぽどひっくり返らない限り、お休みということはないですよ。それは職員にも言っておきましたけれども、正直つらいです。でも、今のところ保育所の直での、保育士とかが直での感染というのは今のところないような、仙台市でも外国人の方とか教師が、というのはありましたけれども、県内では、保育所の中での訪問者、保育所の職員がどうのというのはないので、それはみんな、各保育所が要するに生活をきちっと規律正しくして、人が多いところに行くとか、遊びに行くとか、そういうことを割と徹底しているということ。もうまた増えてきたので、もう少しみんなには頑張っていただかなきゃいけないのかなというふうには思っています。以上です。

君島副会長

○ ありがとうございます。ほかに。はい、ではお願いします。小林委員。

小林委員

○ チャイルドラインみやぎの小林です。

子供たちからの電話受付をずっとやっている団体で、全国で70団体近くでネットワークを組んで受けているところです。

全校の休校になってから、やはりそのことについてのお電話がたくさんかかってきました。私どもも民間でやっていますので、子供とは電話なので全然接触はないのですけれども、やはりボランティアさんたちがコロナの問題でなかなか通って来にくいとか、あとやはり密を防ぐのが難しいとか、そういうところで全国で30%ぐらいに回線が落ち込んだんですが、1日でも休まず子供たちの声を受けることができました。

その中でちょっとお話をしたいなと思ったことが幾つかあります。最初のころは、本当に子供たち、お休みになったショックとか、それから卒業式がなくなったとか、そういう悲鳴のような戸惑いという声が聞こえてきたのですが、だんだんコロナが怖いとか、あと有名人の方が亡くなってすごいショックだとか、自分も死んじゃうんだろうとか、そんなお電話がかなり増えた時期がありました。それから、だんだん家族とのぶつかり合いというのも出てきて、後で児童相談所の方に聞いたら、虐待の通報というのはその時期あまりなかったそうなのですが、私どもの電話のほうには、お父さんから暴言を吐かれたとか、お母さんからたたかれたとか、あと親同士がけんかしているとか、そういうところで面前的DVがあったとか、そういうことも結構入ってきていました。普通だったら、学校に行っている間はそれを見ないで済むのだけれども、逃げ場ないとか、図書館もやっていない、塾もやっていないというところで、子供たちは家庭の中に居ざるを得なかったというところがありました。

それから、貧困の問題もありまして、やはり親の収入がなくなって大変とか、あるいは自分がアルバイトしながら高校に行っているということで、そのアルバイトができなくなったとか、そういう直接子供たちのお金の問題も出てきておりました。

そして、最終的には、私たち、コロナ鬱というふうになんかちょっと仮に名付けざるを得ないぐらい、子供たちの精神的なところで今来ているかなと思います。学校が再開したので、お友達に会えてうれしかったという声も入っているのですが、やはり将来どうなるのだろうか、受験のお子さんにとっては受験の問題も大変だし、教科が全部終わるのだろうかとか、そういう進路のことについても結構いろいろな話を聞いているところです。

- それと、インターネットによる授業がなされた結果もあるかと思うのですが、子供たちがIT機器を気軽に扱えるようになって、暇だと、そういうのにずっとはまり込んでいて、ちょっと性的な動画を見てしまうというような声も、普段に比べてすごく多かったです。ZOOMで友だちと遊んでいるうちにちょっと悪ふざけになっちゃって、それでお互い悪い遊びみたいにして見せ合ったとか、そういうお話も出てきているような状態で、それはお互いやっているうちだったらいいのですが、後でちょっとお話も出てくると思うのですが、どこかに流出したとき子供たちがどんなことに巻き込まれるかわからないでそういうことをやっているのか、やはりメディア・リテラシーというのですか、そういうのにもう少し力を入れて、ちゃんと使えるとか、マナーとか、ルールを教育していかないと、とても私たちの見えないところで子供たちの世界が広がってしまっているなという感じがありました。

一端ですけれども、ちょっとご報告したくてお話しさせていただきました。

君島副会長

- さまざまな現場からの報告があったと思います。どうもありがとうございました。
では、ご意見なければ、次の議題に入っていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。では、最後にお一人、お願いします。

荒木委員

○ 荒木と申します。児童館・放課後児童クラブの連絡協議会のほうから参りました。今日初参加です、よろしくお願いします。

どなたか児童館の話も出てきておりましたので、最後にちょっとだけと思うのですが、児童館は自由来館のところと児童クラブが入っているかどうかというので大分舵取りに差があったかなと思うのですが、私たち児童館を運営している側も子供たちの居場所というものをまた再問い直ししていました。オンラインを使ったような児童館の支援ということも、結構全国的にトライされていまして、そういうものも含めて子供たちが家においても、親がいてもそこが安全な場所かというのはその家庭、家庭において子供の状況は違うであるとか、その辺を児童館の職員はもちろん感じていて、電話であったりとか、いろいろな手段を使って子供たちとコミュニケーションをとって、子供たちの声を聞きながら、ということをお大切にしてきたので、これから先、コロナ対策だけではないと思うのですが、子供たちの声を中心にその対策など進めていけたらいいのかなと思っております。

君島副会長

○ ありがとうございます。

(2)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策の実施状況について

君島副会長

○ では、続いて、議題の2つ目に入りたいと思います。

「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策の実施状況について、でございます。

みやぎ子ども・子育て幸福計画は平成27年3月に策定された計画で、今回は最終年度である令和元年度における取組の実施状況についての報告となります。

それでは、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

○ それでは、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策の実施状況についてご説明申し上げます。

資料2-1をご覧くださいと思います。

「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づきます施策について、今、副会長からもご説明あったとおり、最終年度であります令和元年度の実施状況のご説明になります。

みやぎ子ども・子育て幸福計画は、第Ⅰ期計画も、それから今年度から新たに改定いたしました新計画におきましても、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、子ども・子育て支援法に基づく支援計画を一体的に策定したものとなっております。さらに、平成27年10月に議員提案により制定されました「みやぎ子ども・子育て県民条例」における基本計画としても位置づけられております。

第Ⅰ期計画の計画期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間となっております、2つ

の理念、5つの視点、7つの施策体系により構成されておりました。皆様のお手元には既にお配りさせていただいておりましたので、本日は必要な方々にお取りいただくという形で用意させていただいております。

- まず、初めに、資料2-1、指標の状況でございますが、第I期計画に関する指標の状況についてご説明いたします。

第I期計画の進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標といたしまして、合計特殊出生率と保育所等利用待機児童数の2つを選定しております。

まず、合計特殊出生率につきましては、令和元年は前年の1.30を0.07ポイント下回る過去最低の1.23という状況になってございます。全国値も1.36と前年と比べまして0.06ポイント低下しておりますので、全国的にポイントは下がっている状況ではございますが、本県と全国との差はマイナス0.13ポイント、全国順位についても、先ほど部長の挨拶にもありましたが、東京に次いでワースト2位という非常に厳しい状況になっておまして、強い危機感を持っているところでございます。本県では長年、合計特殊出生率の低迷が続いているわけではございますが、その要因の1つには、子育てと仕事を両立しにくい環境があるのではないかと指摘されておまして、保育所整備や仕事と子育てを両立しやすい社会づくりの機運醸成など、対策をさらに強化していかなければならないというふうにご考えてございます。

次に、保育所等利用待機児童数につきましては、令和元年度は県全体の合計では30人の減少、仙台市内17名、仙台市を除く市町村は13名と、いずれも減少しております。なお、令和2年度の待機児童数、令和2年度4月1日現在になりますが、待機児童数につきましては、先週7月22日に公表したところでございますが、県全体の合計で340人となりまして、令和元年度と比較いたしまして243人の減少と大幅に減少しているところでございます。県といたしましては、引き続き国の保育所等整備交付金あるいは県の基金等を活用して、さらなる保育の受け皿整備を進めながら、待機児童解消に取り組んでまいりたいと考えております。

- 次に、主な事業の実施状況についてご説明いたします。

資料2-2をご覧くださいと思います。

資料2-2では、本計画に関連する施策のうち、各項目において推進する主な事業として掲載している事業を抜粋し、その実施状況を一覧にしております。なお、具体的な実施状況につきましては、右側の実施状況欄に記載のとおりでございます。

当室が実施する主な事業をご説明したいと思います。

1ページの上から4段目になりますが、子育て県民運動推進事業につきましては、子育て家庭が協賛店舗で様々なサービスを受けられる子育て支援パスポート事業のプロモーションを実施いたしまして、制度の広報と地域全体での子育て支援の機運醸成を図ったところでございます。その結果、令和元年度末時点で、協賛店舗数は約2,100店舗、利用登録者数は約2万1,100人となっております。また、広報紙「はびるぷ みやぎ」を年4回発行し、子育て世帯への情報提供を行いました。「はびるぷ みやぎ」は昨年度末で発行を終了いたしました。これに替えて本年度は子育て情報総合サイトを作成する予定としております。昨年度の審議会で、子育て家庭に必要な情報が届いていないとの厳しいご意見を

頂いたことを踏まえまして、よりわかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

さらに、年々進行する少子化を食い止めるため、昨年度新規事業として、大学生向けに妊娠・出産に関する正しい知識を身につけてもらうためのセミナーを開催し、妊娠・出産適齢期を意識したライフプラン形成支援の取組を行ったところでございます。

次に、2ページをご覧くださいと思います。

(1) 学校教育・保育の提供の確保・充実についてでございますが、施設型あるいは地域型保育の給付負担金、口になりますけれども、私立幼稚園運営費補助などにおいて、昨年10月から始まりました幼児教育の無償化に関する経費もこの中に含まれているところでございます。また、待機児童解消のため市町村が実施する保育所等の整備や認定こども園の整備等に対して、財政支援を行っております。

次に、(3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上でございますが、記載のとおり、保育士等の質の向上のための事業を実施しております。保育士等キャリアアップ研修、保育補助者雇上支援につきましては、平成30年度から実施している新たな取組でございますが、さらに昨年度から保育の周辺業務を行う保育支援者の雇い上げ支援も実施するなど、保育士等の質の向上、保育人材の確保、そして離職防止の取組を強化しているところでございます。

その他の事業につきましては、資料記載のとおりでございます。

- 次に、各種施設の認可等の状況についてご説明いたします。

資料2-3をご覧くださいと思います。

こちらは各年4月1日現在の施設数の状況をお示ししております。新制度未移行幼稚園が減少しておりますが、新制度移行幼稚園や認定こども園への移行が進んだことによるものでございます。認可外保育施設の増加については、企業主導型保育施設が増加したことが要因となっております。認定こども園につきましては、令和2年4月1日現在、計77か所となりまして、前年比18か所増となっております。ただし、第I期の目標数が124か所ということでございましたので、まだ目標数には達していない状況となっております。

認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に提供するほか、保護者の就労状況を問わず利用が可能であるなど、待機児童解消に向けた保育の受け皿としての役割も期待されているところでございます。みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度から令和6年度）におきましては、目標数を150か所と設定いたしましたので、引き続き認定こども園の移行のための施設整備等の基準や手続に関する相談等を行うとともに、各種補助金を活用して、日々多くの施設設置に向けて取組を継続してまいりたいと考えております。

- 次に、県民意識調査の結果についてご紹介いたします。

資料2-4をご覧くださいと思います。

子ども・子育て支援法の基本指針におきまして、計画の成果、アウトカムについて、住民満足度などを用いて定期的に評価することとされておりますことから、県民意識調査を用いて満足度をはかることとしております。この調査のうち、「未来を担う子どもたちへの支援」に関する取組について、重視度については、「重要」または「やや重要」の合計81.5%となっております。昨年度と比較いたしますと2.5ポイント増加しております。県民の

皆様が子育て支援に関する取組について重視しているということが、この点からわかります。また、「満足」または「やや満足」の合計は 50.7%となっており、期待に対して満足度は低い状況ではありますが、昨年度と比較いたしますと 4.3 ポイント増加しているところでございます。

なお、一番下に参考として記載のとおり、医療・保健・福祉分野のうち、特に優先すべきだと思ふ施策の割合において、地域全体での子ども・子育て支援が、10 施策のうち 2 番目となっております。未来の宮城を担うのは子どもたちでございますので、より多くの皆様に子どもや子育てに関心を持っていただき、子どもを産み育てる希望や喜びを地域全体で共有できる社会づくりに向けた取組を一層加速してまいりたいと考えているところでございます。

- 平成 27 年度から令和元年度までの第 I 期計画の 5 年間で、少子化の一因となっております子育てに対する経済的負担の軽減策といたしまして、この 5 年間で乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げ、あるいは小学校入学準備支援事業及び子育て世帯向けの低利融資制度の創設など、様々な取組に取り組んできたところでございますけれども、合計特殊出生率は減少の一途をたどっておりますし、少子化に歯止めがかかっていない状況でございます。また、保育所等の整備にも努めてまいりましたが、今年度はかなり多くの待機児童が減ったところではございますが、まだ解消までには至っていないところでございます。

第 I 期計画の 5 年間で 2 つの指標は未だ厳しい状況でございますので、令和 2 年 3 月に策定いたしました、今日皆様にピンク色の冊子をお配りしているところでございます。これは、昨年度皆様にご審議いただきました新しい、今年度から始まりました幸福計画でございます。この幸福計画に基づいて一層の取組強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

- なお、子ども・子育て分野につきましては、来年度からの新・宮城の将来ビジョンにおいて、政策推進の基本方向の新たな柱として特に力を注いでいくこととされておりました、全庁挙げて総合的に少子化対策に取り組んでいくこととなっております。

参考資料をご覧くださいと思います。

これは、震災復興・企画部で今、来年度に向けまして、新・宮城の将来ビジョンを検討しているところでございますが、その中間案の内容でございます。

参考資料というふうに書いてあるところの右側の真ん中あたりに、(4) 復興完了に向けたサポートと政策推進の基本方向というところで、真ん中に「【新】社会全体で支える宮城の子ども・子育て」というふうに、これが新しく柱として、推進していくこととなっております。

裏面をご覧くださいと思います。

裏面がこの 4 つの柱をどのように推進していくかということに記載しているところでございますが、左側の下になります。2、社会全体で支える宮城の子ども・子育てということで、この 4 本柱のうちの 1 つに新たに子ども・子育てを加えまして、新たにビジョンとして推進していくこととされておりますので、全庁挙げて総合的に少子化に取り組んでいく、県としても力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で説明事項の（２）「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策の実施状況についてのご説明とさせていただきます。

君島副会長

○ ありがとうございます。

ただいま事務局から実施状況についての説明がありました。事務局からの説明に対して、委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

阿部（敬）委員

○ 石巻市の子育て支援課、阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

石巻市でも、平成 27 年度から行っておりました第 1 期子ども未来プランが去年、令和元年度で終了いたしましたことにより、今年の 3 月、第 2 期の石巻市子ども未来プランのほうを策定させていただきました。

その中で、石巻市の合計特殊出生率については、平成 31 年度・令和元年度はまだ出ていないのですが、平成 29 年度が 1.29 だったのに対し、平成 30 年度は 1.35 になりました。ただ、合計特殊出生率を計算する上で 5 歳ごとの出生する年齢の女性の数というのがあります。女性数はちょうど子供を産む年代の女性の数というのが大分減っております。ということは、今母数が減ったための上がったものなのかなとか、あとは子供を産む年代の女性が減っているのか、第 2 子、第 3 子が生まれているのかなというところで分析しているところではありますけれども、女性が減るといことは、今後これ以上増えていく動きもあまりないということだと思います。この辺の少子化に対する問題でしたり、そういう人口が減るとい問題は、全庁挙げて行うべき対策だと、重要な課題だと私たちも認識しているところです。

ただ、市だけではなかなかこういう対策というのは難しいところもあるので、今、県のほうでもこのように新しく 5 年間の計画を策定したことによって、その辺を情報共有しながらもっと一緒になって宮城県全体で上げていくような方向で情報共有をさせていただければなという思いがあります。

今、このコロナ禍の中でだんだん子供を産むことに対する不安を持っている人もいるということでいろいろ聞いておりますので、今後は 3 月にはできたものも、今、去年に策定している段階の状況と世の中が変わってしまっているような感じがします。これに向けてどんどんまた新しいことを今この計画をやりながら考えていかなくはいけないものではないかなと思っておりますので、その辺は市だけではなかなかできる問題ではありませんので、今後情報共有させていただいて、一緒に対策に臨んでいきたいと考えております。以上です。

君島副会長

○ ありがとうございます。少子化の現状と、県との情報共有とか、一緒に何かできないかというようなご意見でした。事務局のほうから何かご回答がありましたらお願いします。

事務局（子育て社会推進室）

- 石巻の阿部委員、本当にありがとうございます。阿部委員のおっしゃったとおりだというふうに思っております。

宮城県の合計特殊出生率は非常に厳しい状況にありますけれども、県だけではできませんので、市町村の皆様、そして民間の皆様と一緒に子育てをしやすい宮城づくりをしていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

今、宮城県の合計特殊出生率がなぜ低いのかというところを大学の先生のお力も借りながら分析をしていかなければならないというふうに思っているところなのですが、宮城県では初婚年齢、結婚の初婚年齢というのはそんなに全国よりも低いわけではない。晩婚化によって少子化が進むというふうに言われておりますので、結婚することによって子どもが生まれるというところは一般的には高くなるのですけれども、宮城県は結婚していても子どもが生まれていないという特徴が見られます。

あとは、生物学的には20代で子供を産むというのが非常に安全ですし、産みやすいというふうに言われているのですけれども、今は30代前半で産む方々が非常に多いのですが、この30代前半で子供を産む方々が非常に少ない。今、石巻さんの母数が減って、女性人口が減っているということもあります。それも企画部のほうの分析でも女性人口が減っているというようなことはその分析の中でも出ているようでございますので、どうすれば子供を産む年代の方々が増えていくのかというところは、本当に市町村の皆様と一緒に考えていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

本当に宮城県で子供を産みたいと思う人たちがぜひ多くなっていくように、協力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

君島副会長

- ありがとうございます。合計特殊出生率という言葉が何度も出てきましたけれども、ちなみにこの指数というのは15歳から49歳までの女性が一生の間に何人子供を産むかという平均値です。その分母というか、母数がこれまでと違う変化が生じているのかなというところがありますので、県もそうですが、いろいろな方々が調査分析して取り組むための指標、材料ですね。それを見つけなければいけないと思っています。

では、ほかに委員の方からお願いします。高野委員、お願いします。

高野委員

- 宮城県、下から3番目だと思ったら2番目だったのですね。ちょっとがっかりしましたけれども、全体的に大体少子化って騒がれてから約三十七、八年ですよ。少子高齢化と言われて、まだ40年まではいっていませんよ。でも40年近くたつのに全然少子化はどんどん進んで特殊出生率が下がっていくということは、女の人が少ないというところでは、産む人口が少ないのだから、これからそんなに子どもが増えるという期待はできないと思います。産む人がいない、年齢的にいないので。

それと、私、ずっと仙台で保育士やっているのですけれども、保育所って変わらない。子育てって変わらない。よくなる。それで、今年、4月から始まる予定だったのです

けれども、コロナで7月から始めたのですが、多子児、双子、三つ子の支援がないんですよ。全国的に見てもない。仙台市にも2年ぐらい前から言っているのですけれども、なかなか腰が重い。でも、去年、三つ子の次男さんを、子育てでいらいらして殺害してしまったというニュースがあって、本当にこんなことがあっていいのかなど。本当に支援って足りない、ない。全くないとは言いませんけれども、ただ、その中で私は、殺したのは悪いのだけれども、執行猶予ぐらいかなと思ったら実刑だったでしょう。一人で3人、一人で1人を育てるのでさえ大変なのに、三つ子をどうやってこのお母さん育てていたのだろうということがあって、やはり支援をしなきゃいけない。国は、子供を産んでくださいよ、産んでくださいよと言いながら、双子とか三つ子で生まれた人の支援というのは本当に薄い。

それで、7月からうちのほうは多子児を無料で、なぜかという、朝日新聞の全国版で多子児のアンケートを取ったら、お母さんたちが何を一番希望するかといたら、一番多いのは人の手。保育、子育てを助けてくれる人の手が一番。次が財政的な問題というのがあったので、うちのほうは無料で、全然仙台市が動かないので、無料で始めることにした。ただ、給食の300円は1人から頂くんですけども、その支援をしたら、すごく反響が大きい。何で今ここで言っているかという、仙台市内の反響じゃなくて、それこそ一番最初に来たのは松島、次が塩釜、次が名取、あと富谷は何人も来ています。ただ、残念ながら、事業が仙台市にいる住民でないと利用できないものですから、すごく申し訳ないという思いがいっぱいあって、でもこれだけ必要としている。今はもう仙台市の人は12組ぐらい登録して、うちも双子ですからダブらないように1日1組というふうには決めているんですよ。だから今、ほとんど毎日来ています。それで、遠いと泉崎みたいな太白のほうからとか、いっぱい来ている。だから、そうやって子育て支援というのはお題目を並べるのは簡単なのだけれども、毎日どういう手助けをしていかなきゃいけないか。せっかく双子、三つ子を産んでくれたのだから、もっと行政では手厚く支援というのはしなきゃいけないのではないかなということ、やっとな去年あたりから国が補助金を出すというのだけれども、それもまた使い勝手が悪くて仙台市が困っているというのをどうやるか、これからまた話をしていくのですけれども、だからそうやって私はもうちょっときめ細かいいろいろなところの子育て支援というのをやっていかないと、なかなか宮城県で子供を産もうとか、仙台市で子供を産もうというふうには、私は正直ならないと思いますよ。だって、県の出生率よりも仙台市もっと低いのだから。県が1.23で、仙台市はもっと1.15近くまで下がっていると思います。

だから、それで県も同じ。保育所の待機児童が減っているというのは、減っているというよりは、むしろ場所によっては定員割れをしているんですよ。要するに0歳がもう少ないんです。

それから、今、育休がかなり整備されてきていますから、お父さんも取る人が結構いるし、そういった意味では育休が整備されている場合はゼロ歳の子はどうしても1歳とか2歳にならないと保育所に来ないというのもあって、それなのに仙台市も私は保育所造り過ぎだと思ふし、県のほうとしてもいろいろやっていますけれども、何でこんなところで保育所やれるのと思うようなところも保育所をやり始めているということがあって、私はも

う少しその辺を、県にも各市町村にも頑張ってもらって、ただ造ればいいというよりは、きめ細かい子育て支援をいろいろなところに目配せをしながら配慮していく。それで、その中でやはり仙台で、宮城県で子供を産み育てたいと思うようになってもらわないと、お題目だけでもしょうがないということが1つと、子育て支援ってどうしても小学校、中学校、高校と、その辺からだると具体例が出るのだけれども、今度の保育の無償化、3子以降の無償化だって、貧困対策の中でも出てくるけれども、貧困対策で無償化したんじゃないでしょう。だって、みんな無償化だもの。本当に貧困で困って大変な人だけが無償化になったんじゃないですよ。お父さんも年間1,000万ちょっと、お母さんも1,000万ぐらい取っているうちだってゼロになっているから、私はこの取扱いは後で貧困のところも出てくるのでしょうけれども、ちょっと違うんじゃないかな。

だから、いつも言うように、食育は小学校からとか、絵本とかそういう問題が小学校からじゃなくて、生まれたときからどういう支援をしていかなきゃならないかというのを考えないと、なかなか子供を産もうという、1人目、2人目、3人目産みたいという人はいません。お母さんたちの話を聞いていると。だから、乳幼児期の対策が、保育料の無償化とか、そういう問題じゃないですよ。現にゼロから1、2歳までの保育料金払っているわけなので、すごく高い人は保育料7万円払うでしょう。だから、そういう中で何が正しいのか、何が必要なかというのを、私はもうちょっと県なり市町村なりで行政が考えていただきたいなというふうに思います。以上です。

君島副会長

○ ありがとうございます。

(3) 次期「宮城県子どもの貧困対策計画」(骨子案)

君島副会長

○ 続いて、議題の3つ目、次期「宮城県子どもの貧困対策計画」の骨子案について、に移りたいと思います。

この議題について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(子育て社会推進室)

○ それでは、次期「宮城県子ども貧困対策計画」(骨子案)についてご説明させていただきます。

資料の3-1をご覧くださいと思います。

前回、2月に行いましたこの会議におきましては、策定方針についてご説明させていただいたところでございますが、委員の皆様からも、生活困窮家庭の厳しい現状等についてお話をいただいたところでございます。

先日、7月17日に厚生労働省から国民生活基礎調査の結果が公表されまして、平成30年の子供の貧困率は13.5%ということでございました。平成27年の前回調査の結果が13.9%でございましたので、結果はほぼ横ばいでありまして、依然として7人に1人の子供が貧困の状態にあるということになります。その後、新型コロナウイルスの影響もござ

いますので、現時点の状況はさらに厳しいものというふうに想定されます。子供の貧困対策が一層重要になってきているというふうに考えているところでございます。

そのような認識で、昨年11月に決定されました国の大綱の内容を踏まえまして、資料3のとおり骨子案を調整させていただいたところでございます。今後、本日のご意見や関係団体からのヒアリング結果なども反映しながら、具体的な取組も含めて中間案として取りまとめることとしております。

- なお、資料3-2でございますが、これは骨子案の概要を1枚にまとめたものでございます。資料3-3は、現行計画と対比させたものでございます。なお、資料3-4といたしまして、国の大綱の概要を皆様に資料としてお示しさせていただいているところでございます。

- それではまず、資料3-1の1ページをご覧くださいと思います。

計画策定の趣旨でございますが、現行計画が今年度で終期を迎えますことから、令和3年度から令和7年度までの次期計画を策定するものでございます。昨年の子どもの貧困対策推進法の改正や新たな大綱の内容を踏まえるとともに、東日本大震災による長期的な影響や、今回の新型コロナウイルスの影響についても言及しております。

- 2ページをご覧くださいと思います。

計画の位置づけにつきましては、子どもの貧困対策推進法に基づく県の計画となります。計画の推進体制については、庁内では次世代育成支援・少子化対策推進本部に諮ること、部局横断的に取組を推進し、外部の意見については、この審議会でお伺いしたものを反映させていくこととしております。さらに、子供の貧困対策は、住民に身近な市町村の役割が大変重要でありますことから、県といたしましても市町村との連携に一層力を入れる必要があると考えております。昨年の法改正で市町村にも計画策定の努力義務が課されましたことから、市町村の計画策定が進むよう支援してまいりたいと考えております。

関係団体等との連携も非常に重要でございますが、今回のコロナ禍の中でも、子ども食堂が開けない代わりにいち早く食糧支援に取り組んでいただいた団体がありますし、県にも生活困窮家庭の厳しい現状についてご報告いただいております。県では、子ども食堂など子供の居場所づくりに取り組む活動団体の情報発信やネットワーク体制の整備について支援していくこととしております。

- 次に、3ページをご覧くださいと思います。

これまでの取組について簡単にご説明したいと思います。

現行計画期間の5年間の主な取組になりますが、1、教育の支援につきましては、学校での学習支援体制やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家による相談体制の充実を図ったところでございます。また、教育にかかる経済的な負担の軽減や生活困窮世帯の子供に対する学習・生活支援などにも取り組みました。

次に、2の生活支援でございますが、生活困窮世帯やひとり親に対する自立支援を行うとともに、子ども食堂の立ち上げ支援や、4ページになりますが、立ち上げ支援や情報発信の支援も行ったところでございます。また、今回のコロナの影響で子ども食堂に代わって食料配布や宅配を行う場合の経費や、子ども食堂再開のために必要となる衛生資材の購入経費等について補助する制度を新たに設けたところでございます。フードバンクへの補

助についても、今年度はコロナ対応で拡充しているところです。

そのほか、どうしても実家庭で養育できない子供たちが家庭的な環境で育つことができるよう、里親等支援センターを設置し、里親制度の普及と里親支援の充実を図りました。

続いて、3、保護者に対する就労の支援ですが、ひとり親家庭の保護者の就労について、母子父子家庭等就業・自立支援センターを中心に各種制度を活用して支援したところでございます。

4、経済的支援でございますが、児童手当、児童扶養手当などの支給や医療費助成を通じて、経済的負担の軽減を図っております。

最後に、5、東日本大震災被災児童等への支援ですが、被災家庭への各種減免制度を活用したほか、震災で親を亡くした遺児・孤児に対して支給する奨学金については、昨年度から支給額を増額しております。また、心のケアについても、専門家を派遣するなど相談体制の整備を諮っているところでございます。

○ 次に、5ページになります。

5ページの現状と今後の課題でございますが、こちらにつきましては、本日の審議会のご意見や今後実施する活動団体等へのヒアリング結果を踏まえまして取りまとめることとしております。

○ 次に、6ページをご覧いただきたいと思えます。

新たな国の大綱では、「現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す」と、将来だけでなく現在の生活に対しても目を向けていくことが示されましたことから、新たな基本理念でも「現在から将来にわたり」という表現にしております。また、現行計画では東日本大震災の被災児童について記載しておりますが、震災から10年が経過し、被災の影響は引き続き注視していかなければならないものでございますが、今回のコロナ禍のような震災以外の影響も含め、様々な要因が子供の貧困の背景にあると考えられますことから、新たな基本理念では東日本大震災の影響ということは除いてございます。

○ 次に、7ページをご覧いただきたいと思えます。

施策推進にあたって土台となります基本的な方針について、現行計画では特に記載していない項目でございますが、新たな大綱の内容を踏まえまして、3点記載させていただいております。

1点目は、「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援」でございます。妊娠期から早期に課題を把握し、乳幼児期、義務教育、高校、就労支援まで、切れ目なく支援をつなげていくため、関係機関の連携が重要だと考えております。

2点目は、「支援が届かない、届きにくい子ども・家庭への配慮」です。各種支援制度はあるものの、必要な家庭で活用されるためには、制度につなぐ身近な相談先が必要だと考えております。

3点目は、「地域における取組の充実」でございます。子供の貧困対策は、住民に身近な地域で実情に応じた取組が推進されることが効果的であり、市町村の計画策定が努力義務として規定されたこともありますので、県全体としての底上げを図る必要があると考えております。

なお、基本理念、または基本計画の方針の中に「貧困の連鎖を断ち切る」という文言と、それに対する支援の方向性を加えたいと考えております。どのような形で盛り込むのがよいか、今事務局で検討しているところでございますけれども、本日、委員の皆様からのご意見を伺えればと考えております。

- 次に、9ページをご覧いただきたいと思っております。

指標については、国の大綱で規定いたしました39指標のうち、県で把握することができる23の指標を用いるとともに、10ページをご覧いただきたいと思っておりますが、県独自の指標といたしまして、子どもの貧困対策計画策定市町村数と子ども食堂の数を加えたいと考えております。県独自の指標は、現行計画ではなかったものでございます。

- 11ページをご覧いただきたいと思っております。

国の大綱で重点施策として挙げられている4つの柱、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」、この4つに沿って県の施策をまとめることとしております。今回は項目のみを挙げてございますが、今後、具体的な取組を追加いたしまして中間案を調整する予定としております。県独自の項目といたしましては、教育の支援の(8)、11ページの下の方になります。教育の支援の(8)のところには東日本大震災被災児童等への支援を加えております。これは、現行計画では5つ目の柱としておりましたが、東日本大震災から10年を経過したということもございまして、教育の支援の中の1つとしてこの中に引き継ぐ項目としてございます。

以上で説明事項(3)次期「宮城県子どもの貧困対策計画」(骨子案)についての説明とさせていただきます。

- 本日お示しいたしましたのは、まだ骨子の段階でございまして、委員の皆様から計画全体について幅広いご意見を頂き、中間案に反映させてまいりたいと考えております。また、この中間案をまとめるにあたりましては、関係団体の皆様のご意見も伺いながら反映させていただきたいと思っております。委員の皆様にもヒアリングをさせていただく場合もあるかと思っておりますので、そのときはご協力をお願いしたいと思います。
- なお、今後の予定でございまして、10月末までには中間案をまとめて、県の幹事会にかける形としたいと思っております。幹事会の意見を聞きながら、委員の皆様から中間案の資料を送らせていただきたいと思っております。そして、12月にパブコメを実施いたしまして、2月に最終案をまたこの会でご審議いただきたいというふうに考えてございます。3月に本部会議を経て策定という予定としております。以上でございます。

君島副会長

- ありがとうございます。

ただいま事務局から次期「宮城県子どもの貧困対策計画」の骨子案についての説明がありました。事務局からの説明に対して忌憚のないご意見、ご質問をお願いしたいと思っておりますが、まず教育に携わる立場の委員からお願いしたいと思います。佐々木貴子委員、お願いします。

佐々木（貴）委員

○ 登米市立石越中学校の佐々木と申します。

貧困につきましては、学校が臨時休業の間、やはり給食がないということで、子供が食べるものがあるかなというふうな心配をするお子さんがおまして、その際、市の保健福祉部の担当の方、要対協（要保護児童対策地域協議会）の方などと連携を取ってフードバンクさんから食事を支援していただけたというようなこともありました。そういったコロナ禍のこともありまして仕事がなく食べるものにも困っているというような状況の家庭もあるというような話を聞いておりますので、非常にこの貧困の問題というところは今後大変大切なことになってくるかなと思っておりますので、ぜひこの計画のとおり進めることに何か協力できればなと思っております。

ひとり親につきましても、割合的にも増えているなと感じているところでございますし、就学支援の子供も一定数いるところでございます。その中で感じるのは、やはり親御さんが働けないというような状況の子供ですね。その家庭をどういうふうに支援したらいいのかなというところが非常に難しいなと思って、ここ読ませていただいた中ではそういった親御さんへの就労支援というところを書いてありましたので、こういったところは本当にすばらしいなと思います。ただ、その資格が看護師、保育士といったちょっと難しいといえますか、ハードルが高いところもあるのかなというような、今からそういう勉強をするのが難しいかなというようなご家庭もあるかと思っておりますので、そういった就労支援等を市町村の担当課と連携を取って、学校としても子供さんを支援していきたいと思っております。

君島副会長

○ ありがとうございます。

今のご意見、ご質問も少し含んでおります。事務局のほうからご回答できる場所があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（子ども・家庭支援課）

○ 子ども家庭支援課でございます。皆様には大変いつもお世話になっております。

今の就労支援のお話、私のほうから言えるのはひとり親についてという形、二人親についてはまたちょっと変わった話になってくるのかなと思いますけれども、ひとり親について言えば、正規ではなくて非正規の就業が多いというふうな状況もあって、国のほうの施策としても今、例に出していただいたような看護師とか介護士とか、そういう形でしっかりと資格を取って就労に結びつけていくというものに対して、結構手厚い支援というものが行われているのかと思います。また、そうでなくても、例えば厚生労働省のほうから各企業・団体などに対しても、ひとり親の就労について配慮をお願いしたいとか、そういった文書、お願いも出ているところでございますので、引き続きその就労に向けた支援というものを取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

君島副会長

○ よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今の就労支援に関連して、経済団体の立場から佐藤憲康委員、もしありましたらご発言をお願いします。

佐藤（憲）委員

○ 子どもの貧困問題は、非常に重要な問題だと考えております。この計画において、子ども食堂など支援先の数を県が独自の指標を定めて推進していくという姿勢は大事であると思いました。今回策定されます「子どもの貧困対策計画」は宮城県としてしっかりと進めていただければと思います。

それから、ひとり親家庭の問題ですが、コロナ禍において親御さんの勤め先である企業も大変厳しい状況に置かれています。その中で、ひとり親の方に活躍していただくためにも、勤め先である企業の中で柔軟な働き方ができることが大事であると思えます。具体的に言いますと、今回のコロナ禍で在宅勤務をされた企業も増えましたが、これまで以上にテレワークの活用を推進するなど、ひとりで育児をしながら働く親御さんの職場環境を整えることで、ひいては子どもの貧困対策につながると思えます。親御さんの働く環境整備促進についても県として後押しをしていただければと感じました。

君島副会長

○ ありがとうございます。

では、あと生活支援の立場から、佐藤善司委員にご発言をいただければと思いますが、お願いします。

佐藤（善）委員

○ 私、主任児童委員です。地域担当の民生委員さんと立場が異なりますが、私たちの定例会ではいろいろ話は聞いております。今、特に困っているというような方、財政的に困っているという方の姿は民生委員さんもなかなか地域で見抜くという事は出来ないという話を聞いています。「困っていますよ」というふうに訴えて頂ければ良いのですが、むしろ逆に隠そうとする方もおられるので、私たちも心配していますが、困窮しているということはなかなかつかみがたいというのが現状ではないかと思えます。

○ 私たちは学校訪問しているのですが、その学校訪問の中でお伺いしても、昔は服装を見れば「あ、この家庭は」というのは分かったのですが、現在はそういうことでは家庭の様子は分からないし、逆に学校の方から各家庭に入り込むということも、これも出来ない。結局分かるのは行政ではないでしょうかとお話を頂いたんですね。それで、私たちも行政とは連絡はとっているのですが、具体的に「支援必要なの」ということを私たちの方からは言えないというのが現状ではないかと思えます。

君島副会長

○ では、佐々木委員、お願いします。

佐々木（と）委員

○ 佐々木です。

支援が届かない、届きにくい子供、家庭の配慮ということで7ページに書いてあるのですけれども、本当に困っている子供たちにどう届けるかというのが一番問題かなと。せっかくいろいろなものがあったとしても、それが子供たちに届かなければ、その家庭に届かなければ、せっかくこういういい施策があってもだめなのかなと思います。どんなことで悩んでいるのか、例えば子供だったら食事なのか、進学なのか、修学旅行に行く費用なのか、給食費なのか。そういうのがもう全部大丈夫ですよということができるのか。

それから、以前に本当に身近な町なのですけれども、あんパンを盗んだ中学生がいて、警察につかまって、「どうして盗んだの」と言ったら、「おなか为空いていて盗んだ」という話なのです。「もう2日も食べていない」と。「それまでどうしていたの」と言ったら、「小学校の弟がいて、毎回給食の残りを持ってきて、それで食べていたけれども、ここ二、三日、その給食の残りがなくて、食べられなくて盗んだ」ということで、警察からそういう担当にあって、家庭を訪問してみたら、ひとり親家庭でお母さんは別の市町村に泊まり込みで働きに行っていて、子供たち2人だけで住んでいたということがわかったんですね。

○ ほかに生徒指導で巡回して歩くと、どうも公園に親子2人で、小学校の低学年の女の子とお母さんといつも公園の土管あたりのところにいると。そうしたら、別の町から、もう住むところもなくなって、そこにその親子で住んでいたというか、そこにいたということがわかって。警察からやはりそういう、子供を学校にやれないというのは、ネグレクトにもなるというような話を受けて、そこに人が入ったのですけれども、そういうことで、ここに7ページの真ん中に、支援が必要な人を早期に把握するのに、学校を窓口とした福祉部門との連携と書いてあるのですが、警察というのも結構チェックするにはわかりやすいのかなというふうに私は感じます。

それからひとり親の場合、貧困というだけでなく、例えばお父さんと子供だったりすると、仕事に行っていて熱が出ても休みが取れなくて、虫歯だったり、それから病気も病院に連れていけない。家にただ寝かせているというような話も聞きました。そういうときは、やはり手が欲しいのかなということもありますし、お金だけでなく、ひとり親家庭に向けて何が必要なのかというのがわかるような施策ですよ。行政だけを見ても、やはり見えない。隣に住んでいる人が気づくということがすごく大事なのかなと思うと、やはり民間とか、いろいろな地域の人を活用するというようなことを考えていただけるといいのかなと思います。

君島副会長

○ ありがとうございます。

あと、前回の貧困対策計画の策定の中でたしか出ていたのですけれども、前回の計画は学校教育をプラットフォームとしてというような文言があったりして、小学校上がってか

らの施策が非常に多かったんですね。ただ、委員の中には、貧困って学校に入る前から始まっているのだと、もっとおなかにいるときから始まっているのだというような、母子保健の立場からのご意見があったことを思い出しました。そこで、高橋委員、保健師の立場からご意見をお願いします。

高橋委員

○ 保健師連絡協議会から参加しております高橋です。今、石巻市役所に所属しております。

先ほどの各委員の中で、働けない親御さんがいらっしゃるということで、母子保健の立場では、非常にお母さんたちにメンタルの問題があります。東日本大震災の影響がありますし、コロナが直接ではないのですが、それで母子家庭になってメンタルに問題があって働けない。でも、生活保護を受給できる状況ではないが、お子さんたちが不登校で、そのまま家にいたりとかということが、非常に連鎖されているというふうに思います。

先ほど計画の中で気になるところがありまして、資料3-4の中で、国が出しているもので、基本方針については国と県が一緒だと思うのですが、その中の2に、生活の安定に資するための支援という中に、これもいろいろな就労支援というところがありますが、ここに「妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援」ということで、あえて「女性への支援」という言葉が入っていることがありまして、ひとり親ですと女性だけではないという視点はありますが、どうしてもお子さんについては母親の状況というのが非常に影響されますので、そういった文言が計画の中にも入って、国でも示していますように、早めにひとり親支援に係る窓口の、地方公共団体の窓口のワンストップ化のようなそういう体制を各市町村でも県全体でもとれるような内容を入れていただくといいのかなというふうに思いました。

あと、資料3-3の中で、新計画の中に、説明の中でも市町村や各関係団体と連携というふうにございましたので、そういったあたりがより具体的になってきますと、本当に妊娠・出産期から母親を支える、経済的だけじゃなくて人的にも支えていくという視点でこの計画が立てられていければ、先ほど高野委員もおっしゃったように、お母さんたちを人で支えられるような態勢が宮城県の中でできてくるのではないかなというふうに感じましたので、お伝えしたいと思います。私からは以上です。

君島副会長

○ ありがとうございます。

ほかにご意見等ありましたらお願いしたいと思います。小林委員、お願いします。

小林委員

○ 先ほどから被災児童のことについての施策というのは幾つか出されているのですが、ご存じのようにもう10年たっておりますので、児童というよりは、もう子供を産み育てる年代になっている、当時被災した子供たち、このことについて忘れてはならないと思うのです。私もいろいろ調査してきているのですが、当時のことを抱えたまま母親になって子育てをしている中で、時々地震があるとパニックになるとか、そういう事例も聞いていると

ころで、長い、長い支援が必要なんです。なので、母親支援の中に被災での心のケアとか、そういうものは続けていっていただきたいなというふうに思います。

それから、9ページの指標についてなんですが、そういう意味でスクールカウンセラーさんが宮城県はいつも全校配置で100%となっているのですが、では毎日そこにいらっしゃるのですかと聞くと、そうではないというふうにおっしゃるんですね。子供たちもいろいろなことを相談したいと思っているのです。でも、担任の先生にはちょっと言いにくいので、少し距離がある大人の方に相談するというのはとてもありだと思うのですが、やはり時々しか来られないあまり親しみがない方に、家の中のつらいこととか、そういうことを話ができるかというところと難しいので、ここをもう少し強化していただくというところと、スクールカウンセラーをやっておられる臨床心理士さんなどとお話する機会があるのですが、「私たちはどちらかというときにたまにしか行けないのであれば、先生方をサポートします」と、「先生方が子供たちに寄り添えるような支援をしたいのです」というふうにおっしゃる方が多いです。なので、そのような連携も視野に入れながら、子供たちの本音を学校の中でぜひ聞いていただければいいのかなというふうに思います。

- それから、就学援助の制度を告知が48.6%しかできていないというのは、ちょっと問題だなというふうに思います。やはりなかなか手が挙げられないし、こういう制度があるの知らない親御さんが何かのきっかけで手を挙げられるような働きかけというのが必要なのではないかと。国のほうから市町村に移管され、就学援助の財政負担が市町村にかかっているのではないのですか。そういうことで、要するに市町村の差が出ているのかもしれないので、その辺は財源を全部カバーしてあげられるといいのかなと思っています。

それから、次のページ、10ページの新入学児童の支給の実施状況がなぜ100%でないのかということはお聞きしたいなと思うところです。

- それと、もう1つなのですが、子ども食堂、これの数だけが指標になってしまうことに少し懸念を持っています。民間の方が善意で始めることなので、その地域とか、そのエリアとか、子供が本当に歩いていける場所にちゃんとできるのか。その辺も計画的なところで働きかけをしていかないと、偏っていくというか、支援については東日本大震災のときも感じたのですが、NPOがどのぐらい入って遊び場を作ったか、居場所を作ったかによって、子供のその回復度が違うなというふうにも実感したものですから、その辺も応援するときに計画として行政の方のサポートというか、アドバイスがあればいいのかなというふうに思います。そして、今度のコロナのことを見ても、民間のものというのは何かあるとすぐストップしてしまいます。なので、そのリスクも考えて、先ほど給食がない、子ども食堂がない、それでおなか空かせているというようなことが起きないように施策をぜひお願いしたいなと思います。

就学援助についてですけれども、先程の私の認識が正しいかどうかということと、あと入学用品の支給の実施状況というのが100%になっていないのはなぜなのか。10ページの一番上ですけれども、この支給というのはどういう意味を指しているのかもちょっとよくわからないところもあるのですけれども、副教材とかでしょうか。三点お聞きしたいです。

事務局（生涯学習課）

- 小林委員、ありがとうございます。その部分について確認して、後で小林委員にお伝えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

君島副会長

- ありがとうございます。

あと、先ほどの事務局からのご説明の中に、「貧困の連鎖を断ち切る」という文言ですかね、どこに盛り込んだらよいかというようなお話があったと思うのですが、そのことについて委員の皆様から何かご意見とかありましたら頂きたいと思いますが、公募の委員の方々、まだご発言されていない方でお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、そのほかの委員の方で、今の「貧困の連鎖を断ち切る」ということに関連してのご意見ありましたらお願いしたいと思いますが。根来委員、お願いします。

根来委員

- 連鎖を断ち切るになるかどうかはわからないのですが、必要などころに必要な支援が行く仕組みがやはり一番大事なのだろうというふうに思います。(2)のところ支援が届かない、届きにくい子供・家庭への配慮というところでいろいろ書いてあるのですが、結局、その窓口をどんなにたくさんつくっても、そこに相談に来る方というのは、話を聞いてみると相談であったりだとか、あるいは緊急性がさほど高くなかったりというケースが多かったりして、本当に緊急性の高い方というのはぎりぎりまで頑張っていて、それがどうにもなったときにはもう声も上げられないというケースがやはり発生するわけなのです。昔であれば、それを隣のおばちゃんだとか、魚屋のお父さんが気づいてということもあったのでしようけれども、今、隣の家であっても、家の様子を子供に聞こうとすると、それはプライバシーの問題だとか、そういうことで子供を通じて家の様子を聞くのも聞きにくい。それから、服もちゃんとしていたり、外でもいいようにする家庭が多いので、外から見てもわかりにくい。何からどういうふうに情報を得たらいいのかということも非常に難しい時代になってきているわけなんです。

ですから、地域の中でやはり、これは市町村ではなくて県単位で考えることなのであれば、もっと県だからこそできることってあると思うのです。市町村にはない力があると思うんです。例えば、これはちょっとまだ難しいとは思いますが、マイナンバーを活用した所得層から探っていくって、民生委員を通じて個別に訪問して様子をうかがうだとか、何かそういう県ならではの考えられる組織の動かし方というのがあるのではないのかなというふうには思います。

できることとできないことがありますから、ただ、県だからこそ検討できるものというのは、市町村にはない力だと思いますから、そこから市町村やいろいろな業界や連合とも協力、協働して、こちらから貧困の連鎖を止める働きかけというのができる方法、ただ紙を回すとか、全体に声をかけるというのではなくて、個別にそこにどうやっていくかということをごちから行ける方法を考えていくこともここに詰めてほしいなというふうに思

います。以上です。

君島副会長

○ ありがとうございます。

では、もう1人、お願いします。

海野委員

○ いろいろなお話が出ていますけれども、その人の心、心の部分を尊重してほしいなと思います。いろいろな施策があるのですけれども、やはりその本人のそこに行き着くまでの気持ち、そこを育てるといふか、その家庭ごと孤立させないことが大事なので、そういう心の問題、心のケアというようなことの視点も持っていただけたらと思います。具体的には、妊娠・出産のときの母子手帳交付がありますね。保健師さんの方がいらっしゃるところで私が言うのもなんなのですから、私も乳幼児健診に関わっていましたので、そこで出た話ですが、今、母子手帳交付というのは、個別にお話しして、状況、産むとき、その出産費用はどうなのかとか、そういう話からその家庭のこととか、支援する人がいるかどうかとか、そういう細かいことを見ながら交付をしてきました。それを今は、面倒くさいのか、窓口でただ母子手帳をもらえばいいという人が出てきている。でも、それだとそこが見えなくなるわけで、一人一人ちゃんと話を聞いた上で交付をしたいという、そういうような話し合いが持たれたこともあったんです。それで、それが貧困を見つける、それこそ貧困の連鎖が起こらないように見つけ出すという一つの窓口になっているのではないかと思います。

それから乳幼児健診ですね。これは1歳半だとほとんど参加しています。3歳だと大分減ってくるのですけれども、そのような場面で、みんながいるところではしゃべらないのですけれども、例えばそういう子の発達がちょっと遅れているとかで個別の相談になると、いろいろな部分が出てくるんです。表だっては子供の言葉の遅れみたいなことを言っているのですけれども、実際は話していくと親の悩みになってくるんですね。そういう表から貧困のことを相談してくださいというのだと、本当にハードルが高くなるし、そこに相談に行くというエネルギーもなくなっているんです。すごいエネルギーが必要になるんです。それで、そうじゃなくて、本当に一番行きやすいところ、子供のところから入って行って、乳幼児期の家庭の事情を聞きながらサポートしていく。一番大事なのはその家庭を孤立させないことだと思うのです。ですから、保健師も家庭訪問しています。でも、地域の人たちも一番大事だと思うので、子ども食堂、そういうのはその子の居場所となるわけで、居場所になるだけではなくて、そこに人とのつながりができますので、相談とか、親がちょっとした相談をするとか、そういう人とのつながりができます。そういう人とのつながり、本当に孤立させないということが大事だと思います。

学校に入るようになると、児童クラブでも、その前だと保育所ですね。保育所とか児童クラブにつながるというのは、本当に人とのつながりを、人と人とのつながりをつくっていく。そういうことをきっかけにして、話しやすい環境をつくって見つけ出していく。そういうようなルートも、その人の気持ちも大事にして行って、発達の遅れみたいなことで、

例えば保育所で乱暴な子がいて、その子は発達に問題があるのではないかという話が出てくる場合もあるんですね。でも、聞いていくと、家庭環境にちょっと問題があるというようなこともあるんです。実際に私は見ているので、そういうようなことをその子に発達の遅れというレッテルを貼るよりは、一緒に考えていく機会として、親御さん含めたサポートというのにつなげていくような、そういうような本人たちの心を大事にしていくということも、そういう視点もあってもいいんじゃないかなと思います。

君島副会長

○ ありがとうございます。

(3) その他

君島副会長

○ それでは最後に、その他、これまでの内容以外でご意見、ご質問、またはご提言等ありましたらお願いしたいと思います。本多委員、お願いします。

本多委員

○ 本多です。

先ほど貧困の連鎖の話もあったのですが、実際にこちらの資料の3-1の4ページに書いてあった、3番にある保護者に対する就労の支援でちょっと思ったことがあります。保護者の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するためということで、いろいろなお金の貸付で自立を支援したということを書いてあったのですが、これを実際どれくらいの方が利用されているのかなというのを感じました。実際に資格を取りながら仕事をするというのはとても大変だし、時間がかかることだと思うんです。特に国家資格のようなものであると。そういう場合は例えば仕事をしながら何か勉強するとなると、お子さんがいるような家庭だと、なかなかお母さんの体力とかいろいろな面で厳しいのかなという印象を受けました。あと実際にひとり親家庭ではない家庭で、例えば旦那さんがいるようなお母さんでパートを探しているような方なんかも話を聞いたことがありますけれども、マザーズハローワークという母親向けの職安のようなどころに行ってみただけでも、結局講習会を受けて簿記とかの資格を取りませんかという提案をされたそうです。そうするととても拘束時間が長いということで、小学生の子供がまだいたりすると、子供が帰ってくる時間だとか、夏休みにかかってしまって、その間収入が入ってこないとなると、ちょっと厳しいかなということをしていました。そうするとやはり簡単に就職できるような、パートタイムだとかアルバイトのような仕事にどうしても行ってしまうかなという印象を受けました。

あと、ひとり親ではないのですが、例えば旦那さんがすごく高齢でとか、家庭の事情でお母さんしか働けないとか、そういった方だとやはりそういう講習を受けているような時間はないから、とにかくお金になる仕事、パートでもいいからそういう仕事を探しているという話を聞いたこともあります。

あと、実際に子供の居場所づくりについてですが、コロナでますます居場所がな

くなってきているのかなとか、今後もどうなるかわからないようなところが多いのですけれども、私の地区の小学校で土曜開放で図書館を開放するという事業をやっている、私の住んでいる地区の小学校も今年からやる予定みたいなのですけれども、年に数回ほどやるそうです。今年はコロナの影響でどうなるかはわからないのですけれども、小学校のボランティアの方が開放しているような形になるのですけれども、そういった場所も児童館以外の居場所づくりの一つになるのかなというふうには感じます。ただ、そこから貧困だとかそこまでわかるかといったら、ちょっとそれは難しいかもしれないので、なかなか踏み入ったことはできないかもしれませんが、問題を抱えたお子さんで居場所がないという方の場所ができる良いきっかけだなというふうに感じていました。

実際に先ほど言ったような資格を取りながら実際に支援されている方というのはどれぐらいいらっしゃるのかなと気になっていたのですけれども、もしそういうのがわかればいつでもいいので後で教えてください。

君島副会長

- 後でということですので、個別に対応をお願いします。
竹下委員、一言ありましたらお願いしたいなと思います。

竹下委員

- 私、自分自身が5年間ほど母子家庭でひとり親をしていた経験と、あと個人的に夫婦とパートナーに関する内容に特化したカウンセリングというのをやっているものですから、いろいろなお母さんたちからお話を聞くことがあります。

資料の3-1の7ページに書いてあるつなぎで役割が必要と書いてあるのは非常に共感というか、ぜひそうしていただきたいなと思います。今現在は私、オンラインでママ向けに座談会を月に1回、2回開催しているのですけれども、その中でいろいろお話を聞いた後に、1人、2人、必ず「ちょっと後で個別に話を聞いてもらえませんか」と言ってお話しして下さるんですね。よくよく聞くと、それがパートナーに対する問題だったり、あと先ほども出ましたお子さんに対する発達の問題だったりということなのですが、私は特にパートナーに関しては専門家ですけれども、子供は自分の子育ての経験しかないので「専門的なことは言えないよ」とは言うんですけれども、やはり聞いてもらうだけで非常に安心するんですね。あと、私の知っている限りで行政だったり専門家だったり、知り合いがいる場合は「こういう方がいらっしゃるから、ここにちょっと聞いてみたら」と言ってみたりはするのですけれども、とにかく間口を広くして、その声を上げるのを待っているのではなくて、挙げられるような雰囲気とか、場づくりというのをぜひ行政の方にさせていただいて、一人でもお母さんやお父さん、もしくはそれが必ずお子さんたちにつながっていくと思いますので、そういった方たちにも支援していただきたいなと思います。以上です。

君島副会長

- ありがとうございます。
委員の皆様、貴重なご発言ありがとうございました。

以上で終了いたします。

事務局（子育て社会推進室）

○ 長時間にわたりまして様々なご意見、ご提言を頂戴いたしました。ありがとうございます。また、君島副会長におかれましては、急遽の進行役につきまして快くお引き受けいただきまして円滑に議論を進めていただきましたこと、改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

委員の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございました。

5 閉会

以上